

平成 26 年度 夏の提案に関する規制改革事項

《名古屋市》

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
鉄道事業者の所有する土地への権利設定の制限緩和	鉄道抵当法第3条、第4条	<p>【国土交通省】</p> <p>鉄道抵当は、鉄道施設を構成する財産を1個の有体物とみなすことで担保価値を高め、他の物権の目的とすることができないこととする制度である。</p> <p>このため、鉄道財団を組成する土地の一部について鉄道事業者以外の第三者による権利設定を可能とすることは、鉄道財団の一体性を害する可能性があるため、対応は困難。</p> <p>→ 抵当権者の同意を得て、鉄道財団を組成する土地の一部を分離し、区分地上権を設定する方法が考えられるが、譲渡益課税の発生が懸念されているところであり、引き続き市側の意向を踏まえつつ、国土交通省へ継続協議。</p>	第26次構造改革特区提案 (H26.11)
容積率の緩和	建築基準法第52条、第60条の2 都市再生特別措置法第36条	<p>【国土交通省】</p> <p>都市再生特別地区の活用により、都市再生の効果等に着目した柔軟な考え方の下に、幅広い環境貢献の取組について評価し、建築物の容積率を定めることが可能。</p>	第26次構造改革特区提案 (H26.11)
立体道路への接道	建築基準法第44条 都市再生特別措置法第36条の2	<p>【国土交通省】</p> <p>都市再生特別地区の立体道路制度を活用した場合には、一般道路について、建築物からの自動車の出入りは規制していない。</p>	第26次構造改革特区提案 (H26.11)
旅館業法の適用除外・要件緩和	旅館業法施行令第2条、旅館業法施行規則第5条	<p>【厚生労働省】</p> <p>フロントを複数個所設置することは妨げていない。</p> <p>→ 2か所のフロント設置した場合、全ての客がどちらか一方を必ず通過すれば問題ないかどうかについて引き続き確認。</p>	なし

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
民間都市再生事業計画の大臣認定の申請期限の延長	都市再生特別措置法附則第3条	<p>【国土交通省】</p> <p>過去2回5年間の延長をした経緯があり、今般の期限を迎えるにあたって、今後検討する。</p>	なし
特定の事業者への発災時における賠償責任が及ばない制度の創設	民法第697条、698条、717条、労働契約法第5条	<p>【法務省】</p> <p>民法は、私人間の権利調整を定める基本法であり、その性質上、特区による特例を設けることに馴染まない。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>以下の理由により対応不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働契約法に関し、一部の企業や地域において特例を設けることについては、労働者保護や企業の公正競争確保の観点から不適切。 ● 労働契約法第5条（安全配慮義務）の必要な配慮は個別具体的なケースに即して判断されるべきものであり（紛争時は最終的には司法判断）、退避施設の確保のみを以て一律に安全配慮を行ったとすることは全国的にも困難。 <p>→ 個別具体のケースに関する予見性を高める手法等について、省庁に引き続き検討要請</p>	なし
既存地下街の改修をする際の建築基準関係規定の柔軟な運用	建築基準法第6条 同法施行令第128条の3	<p>【国土交通省】</p> <p>建築基準法施行令第128条の3の規定は、地下街を利用する者の安全を担保するために、最低限の基準を定めたもの。</p> <p>同条第6項の規定に基づき、地方公共団体は、他の工作物との関係その他周囲の状況により必要と認める場合においては、条例で、これらの規定と異なる定めをすることができる措置されている。</p> <p>→ 地下街の利用者の安全確保を蔑ろにできないため、地下街の状況を踏まえ、条例の活用を検討する方向で、名古屋市及び関係省と調整を行う。【年度末までに結論】</p>	第26次構造改革特区提案 (H26.11)

	関係省との調整状況		備考 (これまでの提案の状況等)
地下街ごとの状況に応じた消防法令の柔軟な運用	消防法施行令第9条の2 特定防火対象物の地階と地下街とが一体をなす場合の判定基準及び指定方法について(昭和50年3月11日消防庁安全救急課長通知)	<p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消防法施行令は、消防長又は消防署長が各地域における地下街の安全性を判断できるよう、消防長又は消防署長が地下街の一部として取り扱う特定防火対象物の地階を指定することとしている。 ● なお、消防庁安全救急課長通知は、消防組織法第37条に基づく助言である。 <p>→ 総務省は、消防長又は消防署長に具体的な判断が委ねられており、柔軟な対応が可能としているが、通知が実質的な規制となっていると考えられることから、その柔軟な運用について、引き続き検討を要請。</p>	第26次構造改革特区提案 (H26.11)